

デザイン東京事業協同組合

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

すべての社員がその能力を十分に発揮し、働きやすい職場環境を整えるため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 2026 年 3 月 10 日～ 2029 年 3 月 9 日

2. 目標と取組内容・実施時期

目標 1： 従業員全体の残業時間を月平均 10 時間以内とする。
目標 2： ハラスメント防止に関する周知を 年 1 回以上実施する。

<取組内容>

目標 1

- 2026 年 3 月～ 業務の進捗状況を定期的に確認し、業務量の偏りや長時間労働の発生を防止する。
- 2026 年 3 月～ 業務の効率化を図るため、業務内容の見直しや作業手順の改善を随時実施する。
- 2026 年 3 月～ 時短勤務や柔軟な働き方を継続し、無理のない労働時間管理を行う。

目標 2

- 2026 年 3 月～ 組織のトップからハラスメント防止に関するメッセージを発信し役職員へ周知する。
- 2026 年 3 月～ ハラスメントに関する相談窓口を設置し、相談しやすい環境を整備する。
- 2026 年 3 月～ 必要に応じて外部相談窓口の利用も可能とし、適切に対応する。

本行動計画は、当組合ホームページに掲載し公表するとともに、電子メールにより役職員へ周知する。